

# ご利用ください 住宅のバリアフリー改修工事に伴う 固定資産税の減額制度

既存住宅のバリアフリー改修工事を行った場合、固定資産税の減額の適用を受けられる制度があります。

## 住宅の要件

今年1月1日以前に建築され、次の①～③のいずれかの方が居住する住宅（賃貸住宅は除く）

- ① 65歳以上の方
- ② 要介護認定または要支援認定を受けた方
- ③ 障害者の方

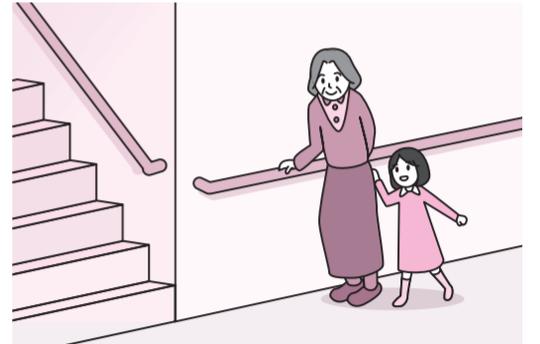
## 改修工事の要件

補助金等を除く自己負担が30万円以上で、4月1日～平成22年3月31日に行つた次のいずれかの改修工事

- ① 廊下の拡幅
- ② 階段のこう配緩和
- ③ 浴室の改良
- ④ トイレの改良
- ⑤ 手すりの取り付け
- ⑥ 床の段差解消
- ⑦ 引き戸への取り替え
- ⑧ 床の滑り止め

## 対象床面積

1戸当たり100㎡まで



# 脳いきいき教室 認知症予防教室

認知症は予防することで、発症を遅らせることができます。脳を活性化し、認知症を予防しましょう。

▽日程 8月1日(水)・8月5日(日)・12日(土)～(全6日間)

日(水)・22日(水)・30日(日)、9月5日(日)・12日(土)～(全6日間)  
▽時間 9時30分～11時30分  
▽会場 医療センター13階会議室  
▽内容 認知症の基礎知識・認知機能

検査・脳いきいきレクリエーションなど  
▽対象 市内在住のおおむね65歳以上で最近物忘れが気になる方  
▽定員 先着20人  
▽費用 1000円(教材費等)  
※車での来場はご遠慮ください。  
申 問 7月2日(水)から電話または直接、高齢福祉課(☎235・4951)へ。

## 減額範囲

改修工事が完了した翌年度分の固定資産税を3分の1に減額。

申 問 改修後3カ月以内に工事明細書に写真などを添付し、直接資産税課(☎235・8597)へ。

## 保健師による 訪問指導を行います

上手に医療機関にかかるため

市では、65歳以上の国民健康保険加入者と老人医療受給者の方に、7月から保健師による訪問指導を行います。

対象は、1カ月に3カ所以上の医療機関にかかっている方と、1カ月に15日以上医療機関にかかっている方の自宅を訪問し、体調や病气、受診についての相談などを受け、アドバイスをします。

該当の方には、事前に訪問の日時などを連絡し、当日は顔写真入りの名札を付けた保健師が訪問します。  
申 問 保険年金課(☎235・4595)。

## 市政の現場から

市と実行委員会では「えびな市民まつり」を7月28・29日に行う予定で準備を進めてまいりましたが、内容を一部変更して実施せざるを得ない状況となりました。

ご存知のとおり、国会の会期延長に伴い、参議院議員選挙が7月29日に実施されることになりました。これを受けて、市選挙管理委員会から、市民まつりが同日開催されると

## 市民まつりを一部変更

投票所等施設の使用競合や、市職員の大半が選挙事務と同時にまつりにも従事するため、人員が不足するなど影響が大きいことから特段の配慮を願っていたとの依頼を受けました。

場、中央公園会場の三つの会場で計画しておりました。しかし、市役所は選挙の投票所ともなっていることから、選挙事務の公平・公正な執行のため、今年市役所会場と市民パレード(みこしパレードを含む)は中止することとし、中央公園会場のみ開催することといたしました。

市最大のまつりであり、極力実施したいと考え、開催について、出演者・出店者等のご意見も伺いながら実行委員会と検討を行ってまいりました。まつりは、当初の予定では大きく分けて、市役所会場、市民パレード会

場、中央公園会場の三つの会場で計画しておりました。しかし、市役所は選挙の投票所ともなっていることから、選挙事務の公平・公正な執行のため、今年市役所会場と市民パレード(みこしパレードを含む)は中止することとし、中央公園会場のみ開催することといたしました。中央公園会場では、ダンスや音楽など、催し物は予定どおり実施いたします。特に、千人の子どもた

市長 内野 優

## 障害者福祉手当の申請を受け付け

…毎年の申請が必要です…

市では、障害者手当の支給申請を次のとおり受け付けます。この制度は、毎年申請が必要ですので、現在認定を受けている方も申請してください。

▽受付期間 7月2日(水)～7月31日(木)

▽資格要件 7月1日現在市内に居住し障害者本人と同一世帯がともに市町村税非課税で、次の①～③いずれかに該当する方。

- ① 身体障害者手帳の1～3級をお持ちの方
- ② 療育手帳をお持ちの方または児童相談所等の判定で知能指数75以下と判定された方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の1～2級をお持ちの方

▽支給額

- ◆ 身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳Aの方 または知能指数35以下と判定された方 4812円
- ◆ 身体障害者手帳3級の方、療育手帳Bまたは知能指数36以上75以下と判定された方、精神障害者保健福祉手帳2級の方 2000円

※ただし、複数の障害に該当する方は、該当する支給額のうち、最も高い額を支給します

▽申請時に必要なもの

- ◆ 障害者手帳など、所持している手帳全て
- ◆ 障害者本人の印鑑
- ◆ 振込先の分かるもの(郵便局を除く)。

※この手当は、平成17年度までの市身体障害者年金・市特別福祉年金を昨年度から変更したものです。

申 問 障害福祉課(☎235・4812)。

## LPガス空ボンベを回収します

海老名市危険物安全推進協議会では、LPガスボンベによる火災などの事故を防ぐため、家庭用の空となった、または不要となったLPガスボンベを次のとおり回収します。

▷回収日 7月19日(木)午前中。  
※ごみ・資源集積所にボンベを出さないでください。また、カートリッジ式ボンベと消火器は回収しません。

申 問 7月12日(木)17時30分までに、電話で消防本部予防課(☎231・0948、受付=8時30分～17時30分)へ。



便利です！「えびな安全・安心メールサービス」  
登録は edn-i@post.jr までメールを送信。詳しくは、市ホームページまたは市生活安全課へ